

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和5年12月20日 開会時間・午前・午後1時32分 閉会時間・午前・午後3時40分
出席者	後藤 國弘 後藤 徹 野口 佳宏 南谷 佳寛 山田 紘治	
欠席者	川柳 雅裕	
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	○ 一般質問に関する申し入れについて	

【開会=午後 1 時 3 2 分】

後藤國弘委員長

ただいまから議会運営委員会を開会したいと思います。川柳委員からは欠席の連絡を受けております。

本日の審議事項はタブレット端末の議会運営委員会フォルダに格納したとおりであります。まずは一般質問に関する申し入れについてであります。関連する資料につきましては、あらかじめ委員の皆さんにお配りし、お目通しいただいているかと思っております。早速協議に入りたいと思っております。

議長から依頼がありましたのは、12月8日、栗津議員の一般質問での発言根拠の確認、検証についてであります。まずは12月8日の栗津議員の一般質問での発言根拠の確認、検証について協議したいと思いますので、皆さんのご意見を順にお聞きしたいと思います。

資料1 栗津議員の一般質問における内容について、資料2では令和2年4月23日に開催された岐阜県新型コロナウイルス感染症本部本部員会議の会議次第、録音データ及び会議録の抜粋、資料3は令和5年12月定例会栗津議員の発言に対する事実との相違点につきまして、双方確認の上、対応を検討したく存じますので、指摘事項に関して書面での回答を賜りますようお願いいたしますと市長からの申し入れがあります。

野口委員

録音も聞きましたけど、栗津議員が一般質問で使っていた資料というのは何ですか。市長のほうは録音データがあって、録音データを聞かさせていただきましたけど、ちゃんと話されているじゃないですか。宿泊療養施設の出入りに関してはちゃんと録音には残っているのに。疑問点なんですけど、栗津議員が一般質問で使われていた資料というのは何ですか。齟齬があるわけでしょ、どういう資料なの。

議会事務局長

発言の中で、情報公開で手に入れたというような発言があったかと思われませんが。

野口委員

情報公開の資料を基に栗津議員は、質問されたという、それが事実だということで、市は違うよと言ってますよね。情報公開がどういう資料なのかもちょっとわからないですけど、行政側が言ってることは間違いないので、だって録音でしゃべってますからね。栗津議員の資料がわからないので何とも言えない。情報公開のやつに全部載ってないの。

後藤國弘委員長	<p>おそらくポイント1としては、県は4人の出席を求めたのに市は2人しか出してないじゃないかという部分から、県と市はうまくいってないんじゃないかというようなニュアンスだったような気がします。</p>
南谷佳寛委員	<p>一般質問のときに、市長が唐突に謝罪をされたというようなことを粟津議員は言われたんですが、テレビ会議の冒頭に県の職員からこういうことがあったっていうことに対して市長は謝罪をしていますので、粟津議員の言われた、唐突にそんなことを言い出したと言われたんですけど、それはやはり虚偽であったと思います。</p>
後藤國弘委員長	<p>市長申し入れ文書の一番最後のほうに、粟津議員の質問に対しての回答、この辺が違ってますよという表がありますが、その中で、上からいきますと、先ほど言いましたように、最初4人の出席者を要請しておりましたが、最終的には部長、課長の2人しか当日は出席されなかったという発言に対して、市は、当市へ職員の出席要請はあったが4人の出席要請は受けていないという回答でありました。</p> <p>それから、次の段にいきますと、「県と市の、4名はつきりと書いてありますよ。初めは、羽島市から2名に変更してくださいということになっておるんですよ。これは県から得られた資料なんですよ。」と言われておりますが、県からいただいた資料が何なのかちょっとよくわからないんですが、県との調整の結果、市職員の出席が2人となったものである。市が4人の出席を2人に断ったという事実はないという市からの回答が出ております。</p> <p>次に、市からは、「明らかに執行部は県に非協力的であった。」という発言が粟津議員からあったんですが、県、市とも慎重な行動をとっていたものであるということで、市は施設開設に向けて県と地元との仲介役として協力をしていますということで、非協力的ではないという回答であります。</p> <p>それから3点目、「本日オブザーバーで出席している。」という発言がありましたが、そういった発言はしていない、説明会の際の発言はしていないということは市から回答がありました。</p> <p>次は、「市長は知事から厳しい指摘があり、冒頭で陳謝した。」という発言でありましたが、市長は知事から厳しい指摘があった旨の発言はしていない、知事から市長に対して厳しい指摘はなかったということで、全体の全体の流れか</p>

らすると、松井市長がしゃべったのは、先ほど37分ぐらいで聞いていただいた部分であると思います。そこで資料はないけど、健康福祉部からのそういった報告があって、それを受けて、市長がこういった事態に対しての説明と議会に対して全員協議会で申し入れていくというような内容だったと思うので、ということは冒頭でいきなり陳謝ということは考えにくいと思いますが、ないですね。

(「県の健康福祉部長から宿泊療養施設に立ち上がったという報告があって、そのあとに市長が発言を許された上で話しているということは、冒頭で陳謝してないよね」と呼ぶものあり)

後藤國弘委員長

してないです。とりあえず確認はできないですね。

(「なかったということは確認できます、冒頭で陳謝したという事実はなかったという確認はできます」と呼ぶものあり)

後藤國弘委員長

次は「これは報道陣用に発表された資料なんですよ、本部員の市長にはこの資料は渡っていないと聞いております。報道陣に渡った資料が市長の手元にあったこと自体がちょっと疑問を感じておる。」という発言ですけど、これは市からの回答は、岐阜県の健康福祉部が発表した発言を羽島市が録音し、文字を起こした資料であるということで、これは報道陣用に発表された資料じゃないということでもありますので、そのへんは間違った認識だと私は思っています。

次のところ、「知事からの挨拶は初めにありません。」というところと「県のこの議事録によりますと、この発表もありません。いきなり質疑に入って・・・」これは何が言いたかったのかな。ずっと読んでいきますと、パチンコ屋のことも書いてありますし、平木副知事うんぬん、パチンコ屋、ゴールデンウィーク対応ということで、その後コーヨーに入ったことは一言もやってませんよ、この会議は。その次にいきなり羽島市長が手を挙げて羽島市議会議員8人の報道についてはうんぬんという。市側に相談もなく、さっき局長が発表されました。このような事態を引き起こしまして、地元市長として深くお詫び申し上げますといきなり市長が手を挙げて発言したわけではないということは、先ほどの録音で十分わかったと思います。

野口委員

健康福祉部長が宿泊療養施設に市議会議員8人が入ったという報告をしてから、松井市長がご発言をされているので、いきなりじゃないですよ。2つ目も、会議が始まって会議の途中まるっきり関係ない途中で、なんで手を挙げたんですかというのも違うよね。

後藤國弘委員長

おそらく、次のページの「情報公開で正式にのっとった書類ですよ。」という栗津議員の発言の中で、「その書類が先ほども申しましたとおり、健康福祉部長が最初に説明をされたと、それはそれでいいですよ、ここに載っていないからね。じゃ、その後、すぐ市長が手を挙げて謝らないかんですよ。何でこんな質疑が始まって、途中でやらなきゃいけないんですか、これは事実ですよ。正式な情報公開の書類があるんですよ、議事録の。いいですか。これは全然途中でその立ち上がったことが議題にのっていったらいいですよ。全然のっていないんですよ。だから、ほかの市長にも私も確認しました、当時。今で言いますけれども。なにを市長が言い出したか分かりませんでしたと。急におかしなこと・・・。」うんぬんということはあるんですけど。議事録を取り寄せてないのでちょっとよくわからない、見てないのでよくわからないんですが、議事録にはそういった議題に関係ないことをすっ飛ばしている可能性があるかもしれませんが、基本的には先ほどの録音、羽島市が文字起こしした録音データがその会議の全容だと思いますので、それに基づいて判断していただければいいと思います。

野口委員

このあたりのところは、全部県の健康福祉部長が先にお話をされて、その後で松井市長が説明をしているので、別にいきなり松井市長が発言をしたという感じではないと思いますし、栗津議員が一般質問でもお話をされました、ここにも載ってますけど、「他の首長さんに私も確認しました。その当時ですね、今で言いますけれども、何を市長は言い出したかわかりませんでしたと、急におかしなことに、何のことか全然わからなんだ。」と言ってるんですけど、録音を聞く限り、私は理解できます。だからこの発言はおかしいと思います。多分、栗津議員は県から情報公開で出てきた資料が議事録だと思ってるんじゃないか、だから違う。議事録じゃない、当日発言したことをまとめた、そういうような資料じゃないかと思います。それに基づいて質問されたんでしょうけど、事実とは違いますから、明らかに。

	<p>ちょっとプロセスがわかりませんので何とも言えないんですけど、でもだめですよ、市長から第10回岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議の録音、1時間12分49秒全部載ってて、これが全てだと思うので、多分だから議事録を請求されたわけじゃないんじゃないかなという思いはあります。要旨だと思う。</p>
後藤國弘委員長	<p>可能性はある、一言一句載せた議事録ではない可能性はありますね。</p>
野口委員	<p>次の「議員にですね、実情はどうやったかとか、普通市長が聞くのが当たり前ですよ。」というのもよくわからないんですよ。栗津議員が言いたいのは、立ち上がった人たちに実情を市長が聞けということを指摘しているんですよ。</p>
後藤國弘委員長	<p>多分、事前聴取をしてから謝れよということじゃないでしょうか。</p>
野口委員	<p>そもそも論ですけど、SNSで全世界に発信しているわけですよ、8人全員とは言いませんけど、それはちょっと違うんじゃないかな。</p>
後藤徹委員	<p>今回のお話に関しては、栗津議員が使用した根拠の文書が正しいものなのか正式なものなのかがはっきりしないので、大変答えにくい話にはなっていますが、例えば4人が2人だったという話にしても、片一方はこうやって書類がある、片一方は協議中の話だと、どちらが正しいかという話をしようと思うと、栗津議員のほうが正しいというなら、その文書が録音みたいにきちっと正しいものであるという証明がなされればいいんですけど、録音と大きく違うとか、今みたいな会議録の要旨ではないかという文書から取られているものは、正しいとは言い難いのと、オブザーバーで出席という発言、これに関しても、結局言ったか言わないかになってしまうので、その場におった人が例えば2、3人確かにそういう発言があったというようなことが証人としているのであればまだしもなんですけど、ご本人1人がそういう話があった、片方はそういう話はしていないでは、どっちが正しいかというのはちょっと判定しづらい。まずもって、議事録と言われとるものの信憑性、どこからどうやって手に入れたのか、それが間違いないものであると言うのであれば、栗津議員の言っていることも筋</p>

が通ってくるかもしれないですけど、市長から出された録音と比べると、ちょっと信憑性が薄い、録音は間違いないので、それに関しては録音のほうを信用せざるを得ないのではないかなと思います。

野口委員

最後のところも、テレビに自分でコメントを求め、いかに議員を軽視しているかという、別に取材も議長にコメントを求められて断られたと言ってコメントしているんですよ、別に軽視してない。宿泊療養施設、羽島市が第1号ですか、県が主体で、そこの首長ですから、対応されても問題はないんじゃないかなという感じはいたします。後藤委員言われたように、栗津議員の資料は多分議事録じゃない、県に対して情報公開請求ですか。この録音が全てだと思いますし、もちろん県の皆さんの話も入っていますから、この録音のほうに信ずるに足りるものだと思います。多分、会議の要旨か何かをご覧になって一般質問されたんでしょうけど、事実と違うなというところではあります。

会議は、録音があるからわかるんですけど、4月18日開催の県主催の説明会の件に関しては、栗津議員はこれも資料を請求されての発言ですか。「県からの要請は4人の出席を要請していたけど、結局市は部長、課長の2人しか当日には出席されなかった。だから羽島市は4人の出席を2人に断ったという経緯がございます。」出席要請はあったけれども、4人という出席要請はないんですよ。栗津議員は何を根拠に言っとるの。市側はちゃんと文書を見て確認した上で事実確認結果として載せるのはいいんですけど、栗津議員の発言は何を、これも資料か何か請求したんですか。

藤川議長

今日現在において、羽島市長から栗津議員への申し入れがなされた件について、栗津議員からそういった資料の提出はまだいただいております。市長から提出された申し入れについて、皆さんが今ご覧いただいている資料と同じものを栗津議員にも渡してある状態で、これについて、栗津議員から何か申し出なり回答なりがあるようでしたら、18日までに書面で提出してくださいと申し入れておりましたけれども、18日に返答がありまして、18日付けで回答がありまして、20日までには回答させていただきますのでよろしくお願い申し上げますということでしたので、20日、本日まで待っておったところ、本日の昼に事務局にファックスが届いたようでありまして、それも皆さんのお手元にお配りしておると思いますが、このような

野口委員	<p>形で回答書という形で粟津議員から回答があった次第であります。ただ、その中にこういった資料をもとに質問されたかとか、12月8日の粟津議員の一般質問の発言を裏付けるような資料は含まれていない状況であります。</p> <p>「令和5年12月8日一般質問に対する文書について回答する前提として、別紙質問事項についてお尋ね申し上げます。別紙質問事項の中には、既に口頭でご回答いただいている内容と重複するものも含まれておりますが、事実確認を明確にするためご回答いただきますようお願い申し上げます。私の回答書は別紙質問事項に対する回答をいただいた上で速やかにお手数です。お手数ではございますがよろしくようお願い申し上げます。」もう言っとる意味わからんよね、はっきり言って。これ12月20日、今日来たやつでしょ。12月18日の文書は20日までに回答させていただきますのでよろしくお願い申し上げますということになってますよね、これおかしいんじゃないの。18日には、出すと言っておいて、20日までに。20日になったら質問に答えなさいと、質問に答えてから出しますんでということでしょう、これ期限守る気全くないね。</p>
後藤國弘委員長	質問に対して質問で回答したということですか。
野口委員	粟津議員の言う回答は何。別紙質問事項に対する回答は何。粟津議員の提出文書をいうのか、12月12日付の。何についての質問事項に対する回答なのか。
後藤國弘委員長	下のほうにずっとつながっています。
野口委員	これに答えたらすぐに出すっていうの。
後藤國弘委員長	というような回答ですね、回答文じゃないですけど。
野口委員	<p>とりあえず、4人、2人の部分は除いて、10回目の会議の発言、市長が冒頭に謝罪したですとかいろいろありましたけれども、これは市が提出をした録音を聞けば事実は明らかなので、本人に対して、まずこの部分に関しては、議長から厳重注意したほうがいいんじゃないですか、書面でやるのかどうなのかは置いておいて、事実に基づいていない時点で。議事録に載っている状態でしょう、事実じゃないんだから、訂正、修正、削除、必要なんじゃないです</p>

か。これは粟津議員が申し出なきゃいけないんでしょ、違うの。従わないというふうになったら、議長が議事録削除ですよ、事実じゃないから。まずは10回の会議のことについては、結論を先に出したほうがいいと思う。

南谷佳寛委員

野口委員が言われたとおり、本当に話がコロコロおかしな方向に行っていますので、間違っるところはきっちり直していただいて、議会中じゃないと議事録の削除ができないと思いますので、ぜひ間違っているところは指摘して削除してもらうように、削除だけではちょっと、あれだけのことを言われたので、公の場で陳謝してもらうとかしてほしいと思います。毎回毎回、3年も前の話を持ち出して、結局どうされたいのか、我々今日もこんな急に集まらないかんことになったと思いますので、そんなこと言ったらいかんですけど、本当に何が言いたいのか、どうしたいのか、市長がこう言った、ああ言った、県に聞いたらそんなこと言っとらへんとかという、結局、最終的にどうしたいのか、このことについて議論しなくていいようにしてほしいと思います。

山田委員

私、同じクラブですので、知る範囲では、先ほどから粟津議員が言っとるのが、何をもとに言っとるのかという話がいぶ出てるようですが、彼は県から議事録をどうも取っているようです。それは議会中もよく言っていましたよね、ここに議事録があると。だから、彼が取った議事録と、市長がこういうふうに提案してみえた、あるいはテレビ会議の10回目の通しがあるということですので、そこを精査すれば、答えはおのずと出てくるのではないかと思いますので、おそらく粟津議員の言っておることは、市長が答える前にこういう挨拶はないというふうに決め付けてますよね、彼の話聞いておると。そして確かに議事録にもないと言っておるんですよ、彼の話聞いておると。なのに、なんでここにあるんやと、そうすると、この問題は県がこぼしておったのか、こういう話になるわけです、県の議事録ですから。県が削除したのか、その部分だけを。そうなってくると、全部のところの市町村がみんな同じものを持っているはずなんですよ、持っとるんじゃないですか。テレビ電話で40市町と一緒にやっておるんですよ。

後藤國弘委員長

多分、これに関しての要旨は送られているとは思いますが、要旨をまとめたものは。

山田委員	いずれにしても、栗津議員は議事録を取ったのをもとにどうも一般質問をやっていると思うので、それとこれを精査したらどうですか。そうじゃないと、言った言わんの話でそれぞれの言い分があるので。
後藤國弘委員長	今議会での議事録の削除に関しては、今議会中でなければならぬというふうに思っておりますが、その辺はどうですか。
議会総務課長	発言の取り消しにつきましては、会期中に本人が発言の取り消しを申し出て本会議で議決を諮るか、議長による発言取り消し命令という形になります。
後藤國弘委員長	今議会中に何らかの結論を出して、発言を取り消すか取り消さないかということですね。
山田委員	今の例でいくと、本人が間違っておる指摘を本人が申し出て削除するというのが一つですね、それから、それをやらなかったら議長判断で削除してしまうという判断ですね。先ほどからの協議されてみえますが、どちらが正しいかということをしちっと決めないとだめじゃないですか。どちらが正しいのか私が聞いていてもわからない。
後藤國弘委員長	おそらく4月23日の対策本部の議事録に基づいた栗津議員の発言に関しては、先ほど録音を聞きましたので、最初から最後まで私も聞きましたけど、この辺は多分、録音のほうが正しいというふうに私は判断できると思っておりますが、皆さんも聞かれた感じではそうじゃないかということをおっしゃっております。
山田委員	ですから、私が言うのは、議事録には載ってないのが、23日の録音には、これを読むと入っていると、そうすると、問題は市長発言の前に入っとらん、入っとるんですよ、問題になっておるのはどうも。議事録には入ってない、ところがテープには入っとるということになると、県が削除したのか、そこらへんのところをしちっと。
後藤國弘委員長	県が削除したしか考えられないと思います。
山田委員	それなら県に確認せなあかんですよ。言っとるかもわか

	<p>らん、それは確かに、それを県が削除したのか、県は削除せんと思いますよ。</p>
後藤國弘委員長	<p>先ほどから出てますように、これが議事録であるのか会議要旨であるのかここでは判断できないということで、ちょっと議長にお聞きしたいんですけど、栗津議員から何らかの資料提供はあったのでしょうか。</p>
藤川議長	<p>栗津議員から、栗津議員の発言を裏付けるような資料、例えば栗津議員が質問中におっしゃってみえる県の議事録というものや、その裏付けとなる資料は、現時点においては示されておられません。</p>
山田委員	<p>だったら栗津議員から取ったものをきちっと出させなあかん。</p>
野口委員	<p>その要請をしたけれども、12月18日付けのは、結局20日まで待ってくださいでしょ。20日まで待って、20日になったら、出しなさいよと言っとるのに、まずこの質問に答えてからということと言っとるわけでしょう。出す気あるの。出せばいいじゃん、堂々と。この後付けのような質問事項を、今日ですよ。明後日最終日ですよ。</p>
藤川議長	<p>そういうスケジュール感もあり、要は定例会の会期中に本人から申し出る場合、議事録削除の手続きが必要だという議会のルールのございまして。皆さんのお手元にあります資料、市長申し入れ文書という資料があろうかと思いますが、ファイルの冒頭に、私から12月11日付けで、栗津議員に回答を求めた文書がございます。書面で市長からの指摘事項、先ほど皆さんにご確認いただいた内容なんですが、それについていろいろ指摘がございましたので、栗津議員に対して書面での回答をお願いした次第であります。この12月11日付けで私から発行した文書なんですが、「回答書は12月18日までに提出ください。期日までにご回答いただけなかった場合は回答なきものとして対応させていただきます。」ということをし添えておりまして、そういった関係もあって、18日にまず一旦、回答がなされたものと認識しております。その回答は「もう少し待ってください、20日までに回答します。」というものでありまして、20日、本日付けで、ファックスで受理した回答書は皆さんのお手元にありますとおり、「別紙質問</p>

	<p>事項に対する回答をいただいた上で速やかに提出させていただきます。」というものでございましたということでもあります。先ほどもご質問いただきましたけど、栗津議員の発言を裏付ける資料があったかなかったかということにつきましては、現時点においてないという状況でございます。</p>
山田委員	<p>これ大変な話じゃないかと思うけど、片や議事録でものを言ってきておる、それに対して整合性が取れない、おそらく栗津議員は拒否すると思うんです。そうすると、今度は議長権限で削除する。答えが逆転したら大変なことになりませんか。</p>
野口委員	<p>栗津議員は何らかの資料を持っておられるわけじゃないですか。それに基づいて一般質問されているわけですよね。県に議事録は出してもらえないの、情報公開請求じゃないとだめなのか。</p>
後藤國弘委員長	<p>多分あまり意味ないと思います。栗津議員が発言された根拠を見せてもらわないと、いわゆるここでいう議事録ですか、これを議事録というのであれば、議事録を見せてもらわないと照合は取れないと思います。</p>
野口委員	<p>県に10回目の議事録くださいと言って、市長のが入っていれば県の議事録なんでしょう。</p>
後藤國弘委員長	<p>確かにそれを取ったのかどうかもわかりませんので、これはいわゆる栗津議員の一般質問に対して、市長が録音データを出して、ここが間違っるとというふうに言ってきたわけですので、栗津議員は自分の持っている資料を出して主張してもらわないとここでは判断できない状況であると私は思っていますけど。</p>
野口委員	<p>だったら回答しないといけないでしょ。</p>
後藤國弘委員長	<p>それを拒否している状態であるということだと思いません。</p>
野口委員	<p>議長としては答えるべきなの、栗津議員のに。</p>
藤川議長	<p>必ず回答しなければいけないという義務はないと思っておりますし、別紙の質問事項に私も目を通しましたが、栗</p>

津議員の12月20日、本日付けの回答書にも示されておりますとおり、「既に口頭でご回答いただいている内容と重複するものも含まれておりますが」とありますので、栗津議員自身も私から聞いていることもあると認めながらこうした文書を出してきているということもあります。あと、質問事項の中に、そもそも議長に対して質問することではない事柄が何点か含まれておまして、「市長の書面で指摘されている栗津議員による事実と異なる発言とは具体的にこのことを指しているのでしょうか」とかは、私に聞くものではない質問、指摘されているかたに確認すべき質問でありますし、「市長から提出されている録音データについて、始まりから終わりまで録音を中断することなく全て録音したものでしょうか。」私は録音行為を行ったものではございませんので、これを私に聞くということも質問する先が違うのではないかとということで、既に口頭で回答している部分もあるし、そもそも資料を作成していない私が回答するものでない質問がございますという、そういった内容です。

野口委員

栗津議員から議長宛てに来ている文書ではあるけれども、回答する先が違うんじゃないのという話でしょう、だったら議運でその資料を出しなさいというふうには言えないの、栗津議員に。今までは議長と栗津議員との間で資料出してくださいということを文書でやっていたわけですよ。今、栗津議員の資料がない、一応市は録音と資料が出てきているけれども、栗津議員の資料は何なのか不明のままだから、議運名で、こういう協議結果になったので資料提出してくださいということとはできないの。

山田委員

できるやろ、言っとったやん、ここに資料ありますと。ということは持つとるよ、間違いなく。それにもたれて市長との答弁との違いを指しているわけだから。その資料は絶対持つとるよ。

後藤國弘委員長

そもそも、栗津議員が申し入れているのは、議長宛てのいわゆる要望書であり、回答書であるわけで、議運として、出せということが出来るかどうかは、これを議運の議題とするかどうかというところをはっきりしてもらわないと。

山田委員

松井市長が議長宛てに頼んでおって、議長はこれを捉えてやっとするわけなので。

後藤國弘委員長	議長が今取り計らっている段階なので、今日、ここで下ろされたということですね。
野口委員	だから議長が資料を出してくださいねと言ってるわけでしょ、それで応じてないわけ。議長の言うこと聞かんかったから議運の言うことも聞かんかもしれんけど、問うべきところが違うんだから、そこはスルーして、いいから早く出してくださいよということでしょ、栗津議員の一般質問のもとになった資料を早く提出していただければ進むわけですから、それを議長考えられて栗津議員にアプローチしているけれども、こういうのが返ってきてるんだったら、議長1回やったから、議運で早く出さないよとやったほうがいいんじゃないの、議長のが通らないんだったら、そういうことでしょ。
後藤國弘委員長	いわゆる市長側の意見と栗津議員の意見が両方とも公正に判断できるように、市長側は資料を出してきましたので、栗津議員からも質問の根拠となる資料を出してくださいというふうに、議会運営委員会から栗津議員に対して、これは命令じゃなくて、要請していくという意見でありましたが。
山田委員	何べんでも言うけど、資料出してきましたよ、おそらく。ここにある言ってましたから、その資料は出してくる。ところが、市長とのあれが合わんわけでしょ、合わんののでこれが議論になっとるんだから。
後藤國弘委員長	でもそれは資料見てみないとわからないので。
山田委員	これを出させることはいいんだけど、これを誰がまた決めるか。
後藤國弘委員長	議会運営委員会に下りてきたんので、ここで検証すればいいと思いますが。
藤川議長	一応、期限、スケジュールのこともありまして、最終日までに対応方針を決定し、しかるべき対応を取らなきゃいけない。期限がある中で、18日という期限を切らせていただいて、1週間という時間をこちらで設定しまして、さらに2日間の延長した中でそういった資料を提出されなか

	<p>ったという事実が一つあるのと、もう一つ、少なくとも、市長側から提出されております音声データというものがございまして、この音声データというのは事実なんです。こういうような話し合いがなされた、こういうようなやり取りがあったという事実が記録されておるわけでありまして。市長からの申し入れの主なポイントは粟津議員の発言が事実ではないというものでありますので、事実ではないことについて、検証と対応を求めるという内容でございますことから、音声データをもとに先ほども検証いただきましたけど、これは事実ではないといったところは何点か確認されたと思います。その点については、発言の取り消しを求められる期間が限られておりますことから、今明らかになっている事柄については、当然粟津議員に伝えなければいけないと思いますし、それ以外の不確かな事柄について、議運の委員の皆様がさらに深掘りして検証していきたいということでありましたら、粟津議員に資料の提出を求めるという、そういった対応が可能なのではないかと考えております。</p>
後藤國弘委員長	<p>今、議長から言われたことは録音データから確認できて、明らかに間違っている部分に関しては、議事録から削除を要請したらどうかという意見だったと思いますが、これに関して何かご意見ございますか。</p>
山田委員	<p>心配するのは、県もおそらく議事録だと思うんですよ。それが無い、市にはあるという、この辺のところをきちっとしておかんと、ここが一番の争点やと、思うには。</p>
後藤國弘委員長	<p>市は録音データですよ。</p>
山田委員	<p>県のものが本当に議事録なのかどうかはまだわからんわけですよ、どういう取り方したのか。</p>
後藤國弘委員長	<p>議事録であると粟津議員は言われたので議事録かもしれませんが、要旨かもしれませんが、ちょっとそれはちょっとよくわからないんですけど、粟津議員から資料データを請求したにも関わらず、未だに出してきてないというのが現状なので、議長の話によると。</p>
野口委員	<p>議長から粟津議員に対して資料請求をしたけれども、資料の提出はなかったという事実、もう一つは議運を開いて、</p>

	<p>市側のテープとか資料を見た、聞いた、検証した結果、市側の提出された資料と栗津議員の発言、これを検証した結果、事実に基づかない発言があったという、市側の提出された資料を見れば、そういう結果になる、これどう考えても、音声を聞けば。事実として、あとは議長言われたように、深掘りするんだったら、議運で市側の提出された資料に基づいて議論した結果、栗津議員の言っていることは不確実だと、違うよということを申し添えて、早く出すなら出しなさいということをやらないと、深掘りしないとだめなんじゃないと言うか、事実は事実で、とりあえず市側の出してきたものに関しては、栗津議員に非があると言っちゃいけないけど、事実誤認があるという結果になっちゃうけど、よろしいですか、資料出さなくてと。</p>
<p>後藤國弘委員長</p>	<p>いわゆる資料提出が18から20日に延びても、まだなされてないという、それは事実なんです。そのことを踏まえても、現状でいわゆる議事録から削除するに値する、現状の資料としては市側の録音データしかありませんので、これを基にいけば、今回のこの発言の中から、事実とは違う部分に関しては削除要請をしいのではないかという話でしたけど、よろしいですか。録音データ以外の部分に関してはどうしますか。いわゆる4人出席者を要請しておりますうんぬん。これは言った言わんに関わることだと思うんですけど。</p>
<p>山田委員</p>	<p>資料にもたれてやっとするんやで、はっきり言えばいい。</p>
<p>後藤國弘委員長</p>	<p>言っとするんですよ、言っとするけど出してこないんです。本来なら18日に出てるはずのものが出てきてないの。</p>
<p>山田委員</p>	<p>議会内で整理しようと思ったときに、強引にやった、そういうあれが出て来るところに、誰か責任持てとならんか。あくまで権限でやるのか。</p>
<p>後藤國弘委員長</p>	<p>順番に轍は踏んできてはいるはずなので、いわゆる双方の資料を出してくださいと言って、片方は出したけど片方は出していないので、時間がもうないので、再度要請してもいいですけど。</p>
<p>野口委員</p>	<p>こういう結果になったんでと言って、早く出しなさいよと、それはやってもいいんじゃない。このままで本当にい</p>

	<p>いんですかと、早く議長から要請があったとおりに資料を出しなさいよということを、議運として協議をした結果、こうなりましたよと、でも栗津議員は資料を出してないから。</p> <p>2人か4人かということですけど、栗津議員が何かしらの資料を見て発言されているというのはわかるんですけど、羽島市の実情を確認されてないわけですよ、羽島市の事実確認結果を見ると、意思形成過程の話ということだから、いろんなプロセスの中で2人というふうになったわけで、4人の出席要請はないと、断った事実もないということですから、そういうプロセスを踏まえたのがここに書かれているんですけど、その確認せずに断ったと断言をしているんですよ。羽島市側の事実というか、誰を出席させるかというプロセスを確認せず、栗津議員は県から4人出席してくださいということがあったということと、羽島市が断って2人にしたという事実確認をせず言い切っているということですよ、羽島市の資料だけ見ると。だから、行き着くところ一緒なんですよ、資料出してくださいという話なんですけど、このままいくと10回目の会議の話と同じように、羽島市は羽島市で保管記録文書があるわけで、出席者の調整をしている事実もあるということは、結局羽島市の提出資料だけでいくと、そりゃそうだよねというふうになっちゃいますよ、これ見ると。なので、それもあわせて文書にして、議運で協議した結果、こういうことになったので提出してくださいねということは申し添えるべきだと思います。</p>
山田委員	これはどうする、質問。
野口委員	それは議長宛てに出てきてますけど、議長が答えるべきものじゃないので。
山田委員	議長に資料を出せとなつとるで、議長宛てに出してくる。
後藤國弘委員長	内容が議長宛てじゃない。
山田委員	それなら市長に渡さないかん。
後藤國弘委員長	先ほど議長が答えたとおりに、議長が答えるべきものではない。
山田委員	議長が答えるものじゃないけど、議長がまとめとるので、

野口委員	<p>議長に出したことについては間違ったらん。</p> <p>そもそも論ですけど、提出してくださいとか、議長が要請をしているわけですから、質問を質問で返すのは間違っていると思います。早く議長進めなきゃいけないのは間違いないので、まずは議運で協議した結果を報告した上で、資料提出を早急に求めていただきたいと思います。あと、2と4の話はそうなんですけれども、明らかに執行部は県に非協力的であるということも違いますよね、非協力的ということであれば、宿泊療養施設なんでOKしたのというふうになりませんか。県の要請があって、県の要請に従って市は動いているという認識ですので、非協力的であったというのは間違いなんじゃないですか。</p>
後藤國弘委員長	<p>議会運営委員会としては、市からの提供資料を基に協議した結果、栗津議員の発言が事実に基づかないものもあることの確認を先ほどいたしましたので、この部分に関して議事録から削除する方向でいきますと、これに対して申し開きがあるようでしたら、速やかに資料を提出してくださいというふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>そのように議長に伝えたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>もう一つ、栗津議員からの提出文書のとおり、パワーハラスメントとして取り扱うかどうかでありますけど、まずハラスメントを認めるには立場の関係性、攻撃の繰り返し、深刻な苦しみを与えた行動があるかどうかが主な論点となるかと思います。さらに、パワーハラスメントを認めるには、優越的な関係、業務上必要かつ相当な範囲、労働者の就業環境について考える必要があると思います。ご意見ありましたらよろしくお願いします。栗津議員からの要望書の中にパワーハラスメントであるということがありましたので、ご意見ありましたら。</p>
山田委員	<p>本人がそう受け止めておるので、我々がどうのこうのではなしに、本人がそう受け止めとったら、それについてできるの。一般にでも、触った触らん言たって、触ってないけど、触られた言ったらそっちになってしまうというような話やだから、本人だけの問題で。</p>

後藤國弘委員長	議運で取り扱うべき問題ではないと。
山田委員	と思うけど。
野口委員	<p>威圧するような言動、態度に終始したとありますけど、そんなに感情的な発言ありましたか。笑いになってみえ、私、そのとき栗津議員の顔見てましたけど、正直言って笑ってましたよ。答弁中に笑っちゃだめなんじゃない。萎縮させるような、感情的な、栗津議員が萎縮するような、そんな感じじゃなかったけども、聞いてましたし。</p>
南谷佳寛委員	<p>私も今、野口委員が言われたように、別にそんなにパワーハラの言葉も何も言ってなかったと思うし、全くそんなことは感じなかったです。一般質問を終わって、控え室へ戻られたときに、「だいぶ市長興奮しとったな。」なんてことを言っていたのも聞いたので、どちらがパワーハラをやったのかわからんような感じを受けました。</p>
後藤徹委員	<p>パワーハラスメントというと、職場における優越的な関係を背景とした言動ということで、市長と議員がどちらかが優越的な関係を背景にしているかという部分がちょっとどうかなど。市長が偉い、議員が偉いというわけでもなく、対等の立場で話をしている中で、録画とかを見ると、それほど栗津議員が精神的に苦痛を受けているというふうには、私個人の意見としては、画面上は見受けられないかなと。ただ、ご本人がそう思っているというのは事実なので、それをどう捉えるか、ご本人が受けておることに対して、周りの人間が違うと言ってしまうといいものなのかどうかはちょっと考えないかんかなと思うんですけど、録画中継を見る限り、私の意見としては、それほど苦痛を受けているようには感じられないとは思いました。</p>
山田委員	<p>動画見たんですが、市長の癖でよく使う言葉、「そんな重大なこと」とか言ってバーンと言うんですよ。そうすると、あれ、間違っとるかもしれんという感じを受ける、確かにこっちは。あるいは「こんな大変なこと」とか、そこで力を入れてガーッと押すわけですよ。そうしたら、また間違っとるんじゃないかという気持ちがすることはよくある。自分の一般質問では。それで、またその中には「こんな大きな問題を」とか言って、要するに自分を正当化してま</p>

	<p>すから、市長は。こっちは言った言わん、証拠があると言いがてら、そういうふうと言われると萎縮するというか、確かにそういう言動はおそらくこの中にもあると思いますけど、常日ごろ使うんですよ、彼は一般質問なんかのときにも。「これは重大なことや」と、「そういうふうな答えをされたときは」とか言うじゃないですか。やはりそういう問題点では、ちょっと威圧と言われれば威圧かもわからん。</p>
後藤國弘委員長	<p>これをパワハラとして本委員会で取り扱うか、取り扱わないか、このことを対して、ご意見を伺えれば。</p>
野口委員	<p>粟津議員からパワハラだと思っていらっしゃるということですよ。議運なの、パワハラだと思うなら訴えるところ違うんじゃない。</p>
藤川議長	<p>この案件なんですけれども、12月12日付けで、粟津議員からこのような文書をいただいたときに、かねてから議員のハラスメントについては、先般行われた議員研修でも講師の廣瀬先生からお話もありましたし、全国的な問題にはなっておる課題であります。ただ、現時点において何らかのハラスメント対策なるものはしていかなきゃいけないと考えておるところですが、現時点において、粟津議員から提出いただいた12月12日時点において、議員からハラスメント行為の申し出があった場合に、どのような機関あるいは会議体で、議会としてどのように対応するのかといったところがしっかりとルールとして定まってない状態でありまして、こういった議会に関することについては、議運で対応を協議願うというのが妥当ではないかという考えのもと、皆さんのお考えを賜ればということで、議運の皆さんにご相談させていただいておるという次第であります。こういったハラスメント等の申し出があった場合に、議長として何も対応しないということだけは一番いけないことだと思いますので、まず、こういった申し出があったということをちゃんと受け止めて、その対応について、現時点においてはここという決まりはないんですけれども、決まりがない以上は、議会の運営に関することですので、対応を協議願えたらということで、ご相談した次第であります。</p>
野口委員	<p>いつかの議運でお話ししましたが、視察でパワハラと</p>

かハラスメント関係の条例についてということでお話しした記憶があるので、やっていかなきゃいけないんじゃないかなという思いはありつつ、今回の件は、議長の気持ちはわかるんですよ、こういうことがあったからもちろん議運でしょうねということで、ご報告があったのは全然いいんですけど、正直言って、別にという感じもするんだけど。

後藤國弘委員長

現状でさばけるかさばけないかという、さばけませんので、皆さんの意見を聞くと、あれがパワーハラであったかどうかというのは、皆さんの主観からすると、そうじゃなかったんじゃないかというご意見が多かったと思いますけど、栗津議員の心の中まではちょっとよくわかりませんので、それは計り知れないことだと思います。今回の件に関しては、皆さんの意見を尊重して、このパワーハラスメントについては、あるとかないとかではなくて、本件についてはパワーハラスメントとして議会運営委員会で取り扱うべきものではないと私は思っておりますので、議長にはこのパワーハラスメントやセクハラ、マタハラ、いろんなハラスメントがありますので、そのための今後どういった条例にするのか規約にしていくのかわかりませんが、その辺を今後の課題として議会運営委員会で取り組んでいくということで議長に提言したいと思っておりますがどうでしょう。

藤川議長

皆さんに相談しておいて、後藤委員長からこういった議会運営委員会としてハラスメント対策について考えていくという、今後についての発言をいただいたわけですが、今回の案件についてどう取り扱うかというところで、ぜひ皆さんの知恵をお借りしたいというところではありますが、少なくとも、今後もこういったこと出てくる可能性があるんですが、少なくとも今後出てきたときに、まず考えなきゃいけないことは、何がハラスメントに当たるのか、まずハラスメントの定義、厚生労働省が示していると思いますが、その定義に当てはまるか当てはまらないかの検証はするべきではないかというところがまず一つあります。それはもちろん受け止め方がそれぞれあるかと思っておりますけれども、私1人の価値観、判断で、判断しきれものではないという、複数の皆さんの見解、ご認識のもとで総合的に判断していくのが妥当ではないかという考えのもとで皆さんに対応を協議願っておりますので、どのような行為が認められて、どのような行為がハラスメントに当たるのか、あるいは当たらないのかというところをご検証いただ

後藤國弘委員長	<p>けるとありがたいと思います。</p> <p>パワーハラスメントの定義、立場の関係性ですね、先ほど後藤委員言われたように、いわゆる市長と議員との立場の関係性があったか、攻撃を繰り返したのか、深刻な苦しみを与えたのかどうか、そのようなことを総合的に見て、これは重要だと思うか思わないか、これは個人の判断に任せるしかありませんが、これは重要だと思われるかたはちよっにご意見を願いたいと思います。</p>
山田委員	<p>動画見るとわかりますけど、市長の癖なんですよ、はっきり言って。さっき言ったように「これは重大なことです」とか言うのは、そのとき答えが合っとなるのか違っとなるのか知らんよ。そういう言葉が頻繁に使われるわけですよ。そうするとこっちも疑問に思うんですよ、違っとなるかなとか。あるいは「そんな大変なことをこの場で、また後で調べます」とか、要するに威圧的にかかってくることは多々ある。今回でも聞いとると、それが2、3はあったような気がするなど、栗津議員に対して。それをどう受け止めとるかということなんやけど、やはりそういう言い方というのは、やはり高飛車ではないけど、押し上げられるような感じを受ける。そういう点をパワハラと受け止めるのかいろいろあるけど、結構使われるんじゃないですか、今まででも。</p>
後藤國弘委員長	<p>それをパワハラと言えるかどうか。</p>
山田委員	<p>一般質問とかやり取りしとると、重いものも来ますよ、他から聞いとれば大したことないかもわからんけど、それは確かにある。</p>
藤川議長	<p>山田委員おっしゃられた市長の言い方の話ですけど、今回の一般質問について、重大な発言だと市長おっしゃって見えましたけど、先ほど一つ前のテーマで検証いただいたんですけど、栗津議員の発言が事実ではなかった、重大な発言を議場でされて、皆さんも先ほど確認されたとおり、録音のデータに基づくと事実ではなかったということが判明した次第で、事実じゃないことを議場で発言されて、それは重大な発言だと指摘されたことがハラスメントに当たるのかということにもなりますし、この辺り、今一度パワーハラスメントの定義というものについて確認をされたほ</p>

うがよろしいのではないかと思います。

後藤國弘委員長

先ほど山田委員が言われたように、ワーと言った後に、萎縮して何も言えなくなったとかという事実はないものですから、淡々と次の質問によく移られていたと思うので、そのことに対して萎縮して、あとは何も聞けなくなったということではなかったような気が十分、私はしましたので、これはハラスメントには当たらないと個人的には判断しました。

議会総務課課長
補佐

私の立場でこういう話をしていいかどうかという前置きをさせていただきつつ、先ほど委員長おっしゃられました、まずはハラスメントを認めるかどうかという話の中で、立場の関係性、攻撃の繰り返し、深刻な苦しみを与えた行動であるかどうかの3点について、議長も少しおっしゃられましたが、この3点について、今回の申し出の件が該当するかどうかということをまず一つずつ認定していただいた上で、栗津議員がおっしゃってみえるそれが果たしていわゆるパワーハラスメントと言われるものに該当するのかどうかということ、2段階の認定を客観的にしていただくのがいいのではないかと考えます。ただ、判断するのは映像、いわゆる外観でしか判断できませんので、映像なり、皆さんが日常見られる外観も含めて一つ一つの要件に該当するか当てはめていただくことになると思います。例えば立場の関係性で言えば、議場での質問者と答弁者が少なくとも支配従属関係にはないので、そこをどう考えられるか。それから、攻撃の繰り返しというところで言いますと、口頭のやり取りになりますので、少々感情的な高揚をする部分はお互いあるかと思います。それがいわゆる相手を害するという意味で言われたのか、そうでないのかという意味での攻撃、それを繰り返しされたかどうかというのが2点目になると思います。それから3点目は、1点目2点目を踏まえて、結果として精神的な深刻な苦しみを与えたのかどうかという形で、まずはご判断いただいた上で、次の段階でパワーハラスメントに該当するかかどうかというところ、優越的な関係性があるかどうか、業務上必要かつ相当な範囲を超えた要求なのかどうか、それからパワーハラスメントという、いわゆる労働者、要するに私たち雇われの身の話をご想定していますので、そういう作業環境という切り口で言えるのかどうかという段階を追って判断していただくのがいいのではないかと考えられます。

後藤國弘委員長	<p>それぞれ一つ一つ検証したいと思います。3点ですね、立場の関係性、攻撃が繰り返されたかどうか、相手に深刻な痛みを与えたかどうか。これは先ほど事務局が言ったように外見的にはわかりませんが、そういう印象があったかどうかという、この3点についてご意見をお伺いしたいと思います。まず立場の関係性についてはどうでしょう。いわゆる今回は市長から議員に対してということですが、そういった態度があったかどうかということについて。</p>
山田委員	<p>自分らの一般質問はすぐこういう問題が起きるんですけど、例えば質問します、考え方はそれぞれ、結論が確かに白か黒か出てくるのかもわかりませんが、そういう問題のときに、必ず市長が後で、調査してうんぬんということをするわけですが、こちらは正しいと思ってやっておることなんですけど、果たして市長はそれを正しいと思っとるのか、お前らがやっとなんか間違っと思っとるのか、そういうときに必ずそういう言葉をお使いになる。「重大な発言」とか、あるいは「それは大変なことやで私のほうで調査する」というようなことをしょっちゅう言われるので、やはりこれは、本当に一般質問をやる側にしてみると、なんか上下の差があるように思う。私達はですよ。</p>
後藤國弘委員長	<p>立場の関係性があるというご意見ですね。いわゆる市長と議員という立場の関係性が、今回ですね。一般的な話ではなくて今回ですね。</p>
藤川議長	<p>一般的に市長という身分と議員という身分が一般的に主従関係にあるのか、従属関係にあるのか・・・</p>
後藤國弘委員長	<p>もちろん対等な関係であるのは確かですけども、今回の議会において主従関係というか、立場の関係性があったかどうかということがパワーハラスメントかどうか。</p>
藤川議長	<p>市長は市長、議員は議員、バッジ着けてるじゃないですか。</p>
後藤國弘委員長	<p>もちろんそうです。今回は栗津議員からのパワーハラスメントがあったという申し出に関して、いわゆる立場の関</p>

山田委員	<p>係性があったかどうかということを行っています。</p> <p>確かに選挙ですから、お互い立場は一緒だと思うんですよ。ところが、議会というのは集合体なんです、数なんです。市長は1人なんです。お金は持つと、決定機を持つとなると、やはり市長にお願いせなあかん。絶えず集団で良い方向へ動いていけばいいけど、やはり野党と与党というような関係も出てくるけれども、そうなってくると、やはり上下の差というのか、市長、一つこういうふうで頼みますとかいうことも言わざるを得ない場合が出てくる。対等ですよ、あくまで。</p>
後藤國弘委員長	<p>対等というのは前提だと思いますよ。</p>
山田委員	<p>前提ですよ、だけど、集合体なんで、一対一じゃないんです、議会の場合は。そういうことも認識しとらんと。</p>
後藤徹委員	<p>私は一般的には市長も議員も市民の負託をいただいた、選挙で選ばれたという中では対等の立場、どちらかが偉い、どちらか上、下というのは決してないというふうに信じております。その上で予算なりいろんな部分で執行していくのは行政の部分ですけど、それに対して、皆さんの意見をしっかり代表として相手方に伝える部分に関しては、全く対等であるというふうに信じております。</p>
野口委員	<p>全て当てはまりません。だからパワハラはない。動画見ましたが、先ほどのパワハラの基準というのも調べたんですけど、ずっと継続的にガンガン市長が言っていた話でもないの、パワハラの基準には当てはまらないだろうと思いますし、栗津議員が威圧するような言動、態度に終始したというようなことはないと思いますし、そもそもおかしかったら、目の前に議長いるわけですから、議事進行の関係で問題があるなと質問者が思ったら、議長に言って、今の市長の発言はおかしいだろうぐらい言えるんじゃないですか、と思います。</p>
後藤國弘委員長	<p>ということは、立場の関係性、攻撃の繰り返し、深刻な苦しみを与えているかどうかという3点においては認められなかったということによろしいですか。</p>
野口委員	<p>はい。</p>

南谷佳寛委員	私もそう思います。市長もそういう発言をして、栗津議員がそれで質問を途中で中断したとか、そんなふうにはとても見受けられなかったので、パワハラということは感じませんでした。
後藤徹委員	パワハラという部分で、業務上必要かつ相当な範囲を超えた状態で何か圧力をかけたというふうには画面上は見受けられないかなど。また、必要以上の苦痛を与えられて萎縮したような姿はちょっと見られないかなど、あくまで画面を見た上での個人的な意見なので、ご本人の思われるところとは違うかもしれないですけども、そういった判断はできるのかなと思います。
後藤國弘委員長	とりあえず、今回の件に関して、パワハラがあったかなかったかということ、ないというご意見のほうが多いように思いました。今回の件に関しては、立場上の関係性、攻撃の繰り返し、深刻な苦しみを与えたという点においても、パワハラはなかったということを議長に提言したいと思えますし、今後、パワハラに関する規定は議会運営委員会で勉強していきたいということも添えておきたいと思えますがよろしいでしょうか。
	(異議なし)
後藤國弘委員長	そういうふうに取り計らいますのでよろしく願いいたします。 ほかに何かございますでしょうか。
山田委員	質問のやつは何もなしですか。議長に質問という話なんですけど。今日、20日に出てきたやつ。市長に渡されるのか。議長がまとめてみえるので議長のほうに来たと思いますので、議長がそれを市長へ、議長からこういうのが来ておるといふのお出しになるのか。
藤川議長	議長が回答しなきゃいけないという話はない。今日の協議の中で確認が取れるものと、現時点では判断しようがないという部分、栗津議員の一般質問中の発言について明らかに事実とは異なるという点と、定かではないという部分があったかと思えます。少なくとも音声データがあり、明らかに事実とは異なる発言の部分については、これは栗津

議員に先ほど委員の皆さんからご指摘あったとおり、粟津議員に発言の取り消しを求めているかなくてはならないと思っています。そのほかの定かではない部分、判断する材料が足りない部分について、もしその部分の資料を求めるといことでありましたら、求めていく必要があると思います。その場合、期限の関係もございますので、明日の昼までの提出を求めるとい形になり、例えば明日の午後に再度お集まりいただいて検証願うという流れになろうかと思っています。その流れでよろしければ、場合によっては私からの回答がないという理由で粟津議員が資料の提出をされない可能性もございますので、今日中くらいに粟津議員に申し送らないといけないくらいと思いますので、私に答えられる範囲内のことで回答させていただいて、かつ今日委員長からご指摘をいただいた相違点について申し伝え、なおかつ資料の提出を求めていくという流れを取りたいと考えますが、皆様はいかがでしょう。

後藤國弘委員長

先ほど議会運営委員会で決定したことは、現在、録音データを基に確かめられる部分について、市側の資料提供からいって、この辺の部分も全て削除していただくよう申し入れるということで、何らかの申し開きを、もししたいのであれば、早急に資料を出しなさいということが議会運営委員会で決定したことでありますので、そのように、あとは議長判断で。

藤川議長

その場合、明日の午後招集できますか。

後藤國弘委員長

明日午後、緊急になるかと思いますが、招集があった場合はぜひ出ていただきたいと思うので。

藤川議長

もう一つ確認ですが、万が一資料の提出が午前中までなかった場合、資料はお手元にあるはずですので、出せないことはないと思うんですが、資料が午前中に出なかった場合は午後の委員会はなしということになりますか、それとも開きますか。

野口委員

出す要請してもらって、出てこなかったら出てこなかったで対応を考えなあかんから。集まった方がいいと思う。

藤川議長

資料の提出があろうとなかろうと、再度整理させていただきませんが、先ほど委員長がおっしゃられたとおり、事実と

後藤國弘委員長	<p>相違する点、皆さんに確認をいただいて、ここは事実と違うということが明らかな点については申し入れさせていただきますと同時に、その他の部分について栗津議員が把握するために所有する資料の提出を明日の午前中までに求めていきたいと思います。さらに、回答書の取り扱いについては、私が答えられる範囲以外の質問が多々ございますが、その点について私は回答することができませんので、今日中に回答することを考えますと、私が答えられる範囲の内容のみの回答を栗津議員にさせていただきたいと考えております。</p> <p>集まれる時間ございますでしょうか。とりあえず午後からになると思いますけど、午後1時半、明日も1時半から開きたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>大変ご苦労様でした。これで本日の議会運営委員会を終了したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了＝午後3時40分】</p>
---------	--